

相談から介護給付費等による障害福祉サービス利用まで

はじめに

相談

「外出する時のサポートがほしい」、「昼間、どこかに通ったりしたい」、「将来は一人暮らしがしたい」等のお困りごとがある場合、まずは、P6の相談窓口へお気軽にご相談ください。

申請

P6の窓口へ相談した結果、介護給付費等による障害福祉サービス等(P16～22)を利用する場合は、市への申請が必要です。

※精神障害のかたは、障害者手帳がなくても、継続的に精神疾患に対する通院を必要とされるかたはサービス申請ができます。

障害支援区分の認定が
必要なサービス

障害支援区分の認定が
不要のサービス

プラン(サービス等利用計画)案を作成

計画相談支援事業所(P65 障害福祉サービス等事業所一覧内の計画相談支援の事業所)にプランの作成を依頼してください。

ご自身で作成できる場合は、セルフプランでも可能です。

障害支援区分認定調査の面接

障害支援区分(1～6)の認定

概況調査の面接

※18歳未満の障害児がサービスを利用する場合、障害支援区分の認定はありませんが、概況調査を行います。

調査

プラン(案)を市に提出

受給者証の発行

障害支援区分が必要なサービスは、申請から1～2ヶ月かかります。

完成したプランを(計画相談支援事業所を通じて)市に提出する
(セルフプランの場合は不要です)

利用

サービスの利用開始

サービスを提供する事業者との契約をしてください。